

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 B	旧 新 別
白岡市岡泉字丸山一二六一番一地从先 白岡市岡泉字下道一二八一番一地从先 白岡市太田新井字中一一八三番二地从先 白岡市太田新井字北一五三九番一地从先			区 間
一一・六四 一五・五三	一一・八六 一六・四九	一二・二七 一七・四四	敷地の幅員 (メートル)
一九四・五八		二〇五・一七	延長 (メートル)
			備 考